

洲本市国民健康保険税の減免に関する規則（平成20年5月30日規則第34号）

最終改正:令和5年3月10日規則第6号

改正内容:令和5年3月10日規則第6号 [令和5年3月10日]

○洲本市国民健康保険税の減免に関する規則

平成20年5月30日規則第34号

改正

平成25年6月18日規則第20号

平成29年11月21日規則第21号

平成31年3月20日規則第5号

令和2年6月1日規則第18号

令和3年5月20日規則第21号

令和4年3月31日規則第13号

令和5年3月10日規則第6号

洲本市国民健康保険税の減免に関する規則

洲本市国民健康保険税の減免に関する規則(平成18年洲本市条例第113号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、洲本市国民健康保険税条例(平成20年洲本市条例第34号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づく国民健康保険税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(条例第22条第1項第1号による減免)

第2条 条例第22条第1項第1号に規定する減免については、次の各号のいずれかに該当するに至った納税義務者につき、国民健康保険税額のうち、災害以後の納期に係る税額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 死亡した場合 10分の10

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10

(3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合 10分の9

(4) 納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価額の10分の3以上であるもので、国民健康保険税所得割額の賦課基準となった合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により減免する。

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	10分の3以上10分の5未満のとき	2分の1
	10分の5以上のとき	全額
750万円以下であるとき	10分の3以上10分の5未満のとき	4分の1
	10分の5以上のとき	2分の1
750万円を超えるとき	10分の3以上10分の5未満のとき	8分の1
	10分の5以上のとき	4分の1

(5) 冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害にあつては、前号の規定によらず、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、国民健康保険税所得割額の賦課基準となった合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、次の区分により減免する。

合計所得金額	対象保険税額	減免の割合
300万円以下であるとき	災害以後の納期に係る当該世帯の保険税額	全額
400万円以下であるとき	に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額	10分の8
550万円以下であるとき		10分の6
750万円以下であるとき		10分の4
750万円を超えるとき		10分の2

(条例第22条第1項第2号による減免)

第3条 条例第22条第1項第2号に規定する減免については、次に定める区分に応じて減免するものとする。ただし、第2号から第4号までに掲げる区分については、被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過するまで月までの間に限る。

(1) 旧被扶養者(条例第22条第1項第2号に該当する者をいう。以下同じ。)に係る所得割額 全額

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額 10分の5。ただし、減額賦課該当世帯に属する旧被扶養者に対しては、次の区分によるものとする。

旧被扶養者	減免の割合
減額賦課2割軽減世帯に属する旧被扶養者	軽減前の額の10分の3
減額賦課5割軽減世帯に属する旧被扶養者	減免なし
減額賦課7割軽減世帯に属する旧被扶養者	

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯の世帯別平等割額 10分の5。ただし、減額賦課該当世帯に対しては、次の区分によるものとする。

世帯	減免の割合
----	-------

減額賦課2割軽減該当世帯	当該軽減前の額の10分の3
減額賦課5割軽減該当世帯	
減額賦課7割軽減該当世帯	

（4）特定継続世帯の世帯別平等割額 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割。ただし、減額賦課該当世帯に対しては、次の区分によるものとする。

世帯	減免の割合
減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯	特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の10分の1

- （条例第22条第1項第3号による減免）
- 第4条 条例第22条第1項第3号に規定する減免については、次に定める区分に応じて減免するものとする。
- （1）前年中において給与所得を有した者が失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条に規定する受給資格者及びこれに準じる者をいう。）となった者で、失業以後一年間の収入見込金額（遺族年金、失業給付金等の非課税所得とされている収入並びに退職金及び退職に伴う各種一時金も含む。）が、基準となる前年中の給与収入金額の2分の1以下となり、納税が著しく困難であると認められる世帯は、事由が発生した日以後に到来する納期に係る所得割額分
- ア 前年の合計所得金額が100万円以下のとき 所得割額の10分の10
- イ 前年の合計所得金額が200万円以下のとき 所得割額の10分の7
- ウ 前年の合計所得金額が400万円以下のとき 所得割額の10分の5
- エ 前年の合計所得金額が600万円未満のとき 所得割額の10分の3
- （2）前年中に事業所得を有した者で、倒産、廃業、休業等により、その事由の発生以後一年間の収入見込金額（遺族年金等の非課税所得とされている収入並びに休業補償及びこれに類する給付金等も含む。）が皆無又はこれに準じる状態となり、納税が著しく困難であると認められる世帯は、事由が発生した日以後に到来する納期に係る所得割額分
- ア 前年の合計所得金額が100万円以下のとき 所得割額の10分の10
- イ 前年の合計所得金額が200万円以下のとき 所得割額の10分の7
- ウ 前年の合計所得金額が400万円以下のとき 所得割額の10分の5
- エ 前年の合計所得金額が600万円未満のとき 所得割額の10分の3
- （3）納税義務者が死亡し、相続人において納税が著しく困難であると認められる世帯は、事由が発生した日以後に到来する納期に係る所得割額分
- ア 前年の合計所得金額が100万円以下のとき 所得割額の10分の10
- イ 前年の合計所得金額が200万円以下のとき 所得割額の10分の7
- ウ 前年の合計所得金額が400万円以下のとき 所得割額の10分の5
- エ 前年の合計所得金額が600万円未満のとき 所得割額の10分の3
- （4）主たる生計維持者が疾病のため3か月以上療養を要する状態にあり、納税が著しく困難であると認められる世帯は、事由が発生した日以後に到来する納期に係る所得割額分
- ア 前年の合計所得金額が100万円以下のとき 所得割額の10分の10
- イ 前年の合計所得金額が200万円以下のとき 所得割額の10分の7
- ウ 前年の合計所得金額が400万円以下のとき 所得割額の10分の5
- エ 前年の合計所得金額が600万円未満のとき 所得割額の10分の3
- （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の保険給付の制限を受けている者について、当該給付の制限を受けている期間のその者に係る国民健康保険税の全額

- 2 次の各号のいずれかに該当する世帯は、前項の規定を適用しない。
- （1）生計を一にする者の前年の合計所得金額が600万円以上の世帯
- （2）不動産所得、配当所得、利子所得、一時所得又は譲渡所得（総合課税分も含む。）が基準となる前年の合計所得金額の2分の1以上ある世帯
- （減免の適用）

第5条 国民健康保険税の減免は、当該賦課年度に属する税額のうち、申請日現在において未到来の納期に係るものについて適用する。ただし、第2条に規定する場合及び市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（減免の申請）

第6条 減免の申請には、第2条及び第4条に規定する場合は国民健康保険税減免申請書を、第3条に規定する場合は国民健康保険税減免申請書（旧被扶養者用）を用いるものとし、当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付するものとする。

（適用の調整）

第7条 同一世帯において減免事由が2以上に該当するときは、減免額の多い規定を適用する。

（減免の取消し）

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により、国民健康保険税の減免を受けた者があることを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年度の国民健康保険税から適用する。
- （災害による国民健康保険税の減免に関する規則の廃止）
- 2 災害による国民健康保険税の減免に関する規則（平成18年洲本市規則第112号）は、廃止する。

- （新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免）
- 3 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の納税義務者については、条例第22条第1項第1号の規定により、令和4年度分の保険税（被保険者の資格を取得した日が令和4年度末であったことにより令和4年度分に相当する保険税の納期限が令和5年4月1日以降に設定されている場合は、当該保険料税を含む。）であって、同日から令和5年12月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものの額につき、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。
- （1）新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの 次項から第6項までの規定により算定された額
- ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、その額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合は、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
- ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- （事業収入等の減少が見込まれる世帯の減免額の算定）

- 4 前項第2号に掲げる世帯の減免額は、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税の額に減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額）を乗じて得た額を、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額で除して得た保険税の額（以下「対象保険税額」という。）に、次の表に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じた減額又は免除の割合を乗じて得た額とする。

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	10分の10（全額）
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

- 5 前項の規定にかかわらず、事業収入等の減少が見込まれる原因が新型コロナウイルス感染症の影響による事業等の廃止又は失業である場合には、同項の表に掲げる前年の合計所得金額の区分にかかわらず、対象保険税額の全額を免除する。
- 6 前2項の規定にかかわらず、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、前3項の規定による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減額又は免除を行う必要があると認められる場合は、次に掲げるところにより合計所得金額を算定した上で行うことができる。
- （1）第4項に規定する被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。
- （2）第4項の表の前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用する前の所得を用いること。

附 則（平成25年6月18日規則第20号）
この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月21日規則第21号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日規則第5号）
（施行期日等）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条第1号の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 3 前項に規定する規定の適用の日前に賦課された資産割額の減免については、この規則による改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月1日規則第18号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月20日規則第21号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の附則第3項の規定は、令和3年度分の国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日が令和2年度末であったことにより令和2年度分に相当する国民健康保険税の納期限が令和3年4月1日以降に設定されている場合は、当該国民健康保険税を含む。）から適用する。
- 附 則（令和4年3月31日規則第13号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の附則第3項の規定は、令和4年度分の国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日が令和3年度末であったことにより令和3年度分に相当する国民健康保険税の納期限が令和4年4月1日以降に設定されている場合は、当該国民健康保険税を含む。）から適用する。
- 附 則（令和5年3月10日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。
